

## ● 税源移譲以外の主な変更点

### ◎ 定率減税が廃止されます。

#### 平成18年

**所得税**:平成18年1月分から税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)

**住民税**:平成18年6月分から税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)

#### 平成19年以降

**所得税**:平成19年1月分から廃止

**住民税**:平成19年6月分から廃止

### ◎ 住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

#### 平成17年度

合計所得金額125万円以下の人

#### 非課税

#### 平成18年度以降

経過措置として

平成18年度は税額の3分の2を減額

平成19年度は税額の3分の1を減額

平成20年度以降は、全額負担

※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた人が対象になります。

問合せ▶ 税務課市民法人グループ(内線112)

## ● 固定資産税のお知らせ

### ◎ 固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。

◆土地……………不動産登記簿または土地課税台帳に所有者として登記または登録されている人

◆家屋……………不動産登記簿または家屋課税台帳に所有者として登記または登録されている人

◆償却資産……………償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

1月2日以降に土地、家屋の売買をしても、固定資産税は1月1日現在の所有者に課税されます。

年の途中で売買するときは、納税等のトラブルを防ぐために、売主と買主の間で契約時に税負担を明確にしておく必要があります。また、年の途中で家屋を取り壊した場合にもその年度は課税されます。

※所有者が賦課期日(1月1日)前に死亡している場合は、賦課期日現在で現に所有している人が納税義務者となります。

※土地または家屋を複数の人で共有する場合は、共有者全員が納税義務者(連帯納税義務者といいます。)になります。

(この場合、地方税法の規定により代表者の指定届出が必要です。)

### ◎ 償却資産をお持ちの人は申告が必要です。

償却資産(事業の用に供することができる資産はもちろんのこと、現在一時的に遊休、未稼働の状態にあっても、いつでも稼働しうる状態にあるもの)をお持ちの人は、法人・個人にかかわらず申告が必要です。

◆申告期限……………毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告することになっています。

◆償却資産……………①建築およびその付帯設備(冷暖房、照明、発電、厨房などの設備)

②構築物(広告塔、ネオンサイン、煙突、基礎のない物置、自転車置き場など)

③機械および装置 ④工具、器具および備品 ⑤船舶

⑥駐車場 ⑦自販機、陳列ケース など

◆免税点……………課税標準額が150万円に満たない場合は課税されません

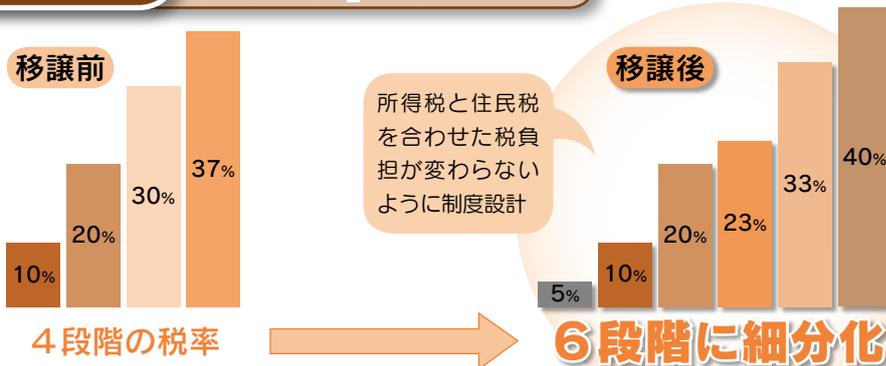
◆税率……………1.4%

問合せ▶ 税務課資産グループ(内線110)

# 平成19年から 皆さんの所得税・住民税が変わります

地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」の柱として、「税源移譲」が行われます。税源移譲とは、国税を減らし、県や市町村に納める地方税を増やすことで、国から地方へ税源を移すことです。これにより、市は行政運営に必要な財源を国庫補助金の形で国から配分されるのではなく、直接得ることができることになり、国の基準に縛られることなく地域の実情や住民ニーズにあった事業・サービスを行うことができるようになります。

## 所得税 平成19年1月分から適用



給与・年金などで天引きされる人は、1月分から所得税が減り、その分6月分から住民税が増えることとなります。  
**税源の移し替えなので「所得税+住民税」の負担は基本的に変わりません。**  
 営業等、確定申告により所得税を納付する人は、平成20年の申告から適用になります。

## 住民税 平成19年6月分から適用



## モデルケース 税源移譲による負担変動(年額)

定率減税の廃止や、個人の収入の増減など、別の要因により、実際の負担額は変わります。

### 独身者の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	124,000円	64,500円	<b>188,500円</b>		62,000円	126,500円	<b>188,500円</b>		0円
500万円	258,000円	163,000円	<b>421,000円</b>		160,500円	260,500円	<b>421,000円</b>		0円
700万円	474,000円	307,000円	<b>781,000円</b>		376,500円	404,500円	<b>781,000円</b>		0円

### 夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0円	9,000円	<b>9,000円</b>		0円	9,000円	<b>9,000円</b>		0円
500万円	119,000円	76,000円	<b>195,000円</b>		59,500円	135,500円	<b>195,000円</b>		0円
700万円	263,000円	196,000円	<b>459,000円</b>		165,500円	293,500円	<b>459,000円</b>		0円

※夫婦+子供2人の場合、子供のうち一人が特定扶養親族に該当するものとしています。  
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。